

## 環境保全上不適切な事案について G社（電力）

### G社の不適正行為

#### ○ ばいじん濃度のデータ改ざん

- ・ ある発電施設において、平成15年11月に実施したばいじん濃度データについて、測定結果(0.48 g/m<sup>3</sup>N)が大気汚染防止法の排出基準値(0.45 g/m<sup>3</sup>N 以下)等を超過していたにもかかわらず、実際の値より低く改ざんし報告。

#### ○ ばいじん濃度の大气汚染防止法の排出基準値等の超過

- ・ 同発電施設において平成15年11月から12月にかけて実施した燃焼試験等の過程で、ばいじん濃度データが、大気汚染防止法の排出基準値等を超過して運転。(超過時間は最大で391時間と想定)

### 1. 社内調査により判明した事実

#### (1) ばいじん濃度のデータ改ざん

- ・ 当該発電所では、市との公害防止協定に基づき、2ヶ月に1回以上、ばい煙量測定を実施し、年度に1回市に報告している。
- ・ 平成15年11月（当該改ざん前）に実施した測定において、ばいじん濃度データが公害防止協定値を超過していたため、担当課長も含めて濃度低下方策を検討し再測定した。
- ・ 再測定の結果、排出基準値および協定値を超過したため、担当課長も了承のうえでデータを改ざんして報告することとした。
- ・ 報告書は、改ざん後の数値であり、測定会社からの報告書も添付していないため、発電所の所長、次長は、データ改ざんを知り得なかったと判断。
- ・ 当時の公害防止管理者は、データ改ざんを黙認と判断。

#### (2) ばいじん濃度の大气汚染防止法の排出基準値等の超過

- ・ 平成15年11月から12月にかけて実施した使用炭種を新炭種へ切り替える燃焼試験初日に、切り替え前にばいじん濃度測定を実施したところ、規制値を大幅に超過。
- ・ 使用炭種が電気式集じん装置の性能を悪化させている可能性も否定できないとして、翌日に炭種切替し試験を継続したが、ばいじん濃度が更に上昇。翌日の再確認でも、ばいじん濃度の低下が見られないため、試験を中止。
- ・ この試験継続は、次長、課副長、担当者で協議の上、決定。
- ・ 試験中止後も電気式集じん装置の性能回復対策に努めたが、ばいじん濃度が高い状態にあったため、発電機出力の抑制により対応。
- ・ これら一連の経過は、後日所長に報告されていた。

### 2. 事実確認後の措置および措置に関わる今後の取り組み

- ・ ばいじん濃度が協定値を超過した場合には、すみやかに発電機出力を下げる等、ばいじん濃度を協定値以下にする運用管理を徹底するとともに、協定値を超過した際の地元連絡等に関するルールを確立。
- ・ 平成17年、平成18年に老朽化対策に合わせて、高性能の集じん装置に改修。

### 3. G社の指摘する原因

G社においては他法令に関する問題を含め複数の発電所で問題が発生したため、全体的な原因を検討・整理。以下は、それらのうち、上記不適正行為（ばいじん濃度、1発電所）に該当するとされたもの。

#### (1) 意識面

- ・ コンプライアンス意識の欠如、法令等に基づく報告義務に対する認識の甘さ
- ・ 「この程度であれば周辺環境への影響がない」、「問題が起きていない」との意識
- ・ 地元などへの説明を回避したいとの意識
- ・ 安定供給確保のために出力抑制や運転停止を回避したい意識
- ・ 試験を予定通り行いたいという意識
- ・ 法令や技術的問題の都合の良い解釈又は知識不足

#### (2) ルール面

- ・ 超過時の地元などへの報告方法の不備
- ・ 超過時の運用方法（運転方法）の不備
- ・ コンプライアンス面のチェック機能の不備
- ・ 自動的に行われる計算処理のチェック不備

#### (3) 地元との信頼関係の面

- ・ 協定値の超過等を公にすると地域との信頼関係が壊れるという意識

### 4. G社の対応（他の不適正行為も含めたもの）

#### (1) コンプライアンスの徹底倫理意識の向上と定着

- ・ 技術者としての倫理教育の強化
- ・ 管理職のリスク管理能力向上

#### (2) 業務品質管理の徹底

- ・ チェック機能の強化
- ・ 業務手順の充実と確実な履行

#### (3) コミュニケーションの充実

- ・ 意思疎通と情報共有化の充実ほか

#### (4) 地元との信頼関係構築の取り組み強化

- ・ 発電所運用状況など適時適切な情報公開の充実
- ・ 地域との交流の一層の推進

出典：G社点検結果報告